

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係るプロポーザル募集要項

1 事業名

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託

2 プロポーザルの趣旨

新宿区では、平成18年度から民間事業者と協働で、行政情報及び地域情報を盛り込んだ「新宿区くらしのガイド」を隔年で作成し、区内全戸に配布してきたが、情報収集手段の多様化や環境面への配慮等の観点から、配布方法を見直し、区有施設への設置や希望者への配布等に切り替えることとした。

こうした変更を踏まえ、誰もが読みやすく使いやすい紙面構成と、情報の常備性を維持しつつ、入手経路や周知方法を工夫し、必要とする方に確実に届けられる「新宿区くらしのガイド」を企画・制作できる、意欲と実行力のある事業者を募集する。

3 用語の定義

(1)区とは、新宿区をいう。

(2)参加予定者とは、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。

(3)参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

(4)事務局とは、新宿区総合政策部区政情報課広報係をいう。

4 委託内容

「新宿区くらしのガイド」の編集及び印刷製本

詳細は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託仕様書」のとおり。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

6 委託契約上限額

17,050,000円（税込）

7 参加資格

本プロポーザルに参加するためには、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

なお、基準日は、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和7年6月6日（金））とする。

また、契約締結時までには以下のいずれかの資格を欠いた場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (9) 地域情報誌に関する知識及び技術を有し、令和3年度以降、人口30万人以上の地方自治体等と協働して、行政情報誌の発行及び配布した実績があること。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

8 参加手続き

本プロポーザルの参加を希望する者は、「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）、「会社概要」及び「受託実績が証明できる書類」を事務局に提出することにより、参加手続きを行うものとする。

- (1) 提出期限は、令和7年6月25日（水）午後5時までとする。
- (2) 提出方法は、1部持参とし、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

9 質問・回答

(1) 参加予定者の質問

参加予定者は本プロポーザルに関して質問ができる。質問にあたっては、「新宿区くらしのガイド」質問票（第3号様式）に質問要旨を簡潔にまとめ、以下のとおり提出する。

- ① 提出期限は、令和7年6月10日（火）午後5時までとする
- ② 提出方法は、電子メールによる送信とする。受信確認のため事務局へ電話連絡を行うこと。

(2) 質疑に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年6月13日（金）午後5時までに、質問者名を伏せて、全ての質問及び回答を、区公式ホームページに掲載し、公表する。なお、応募書類の作成に係る質問以外には回答しない。また、個別回答は行わない。

10 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

ア 提出部数

1 1 部

イ 作成方法

- ・ 『新宿区くらしのガイド』企画制作委託仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。
- ・ 「新宿区くらしのガイド」企画制作委託に係る企画提案書の構成参照表（第8号様式）に記載された構成項目に基づき提案内容を記載すること。記載方法は自由とする。
- ・ 改善提案については、既刊「新宿区くらしのガイド2024年版」の内容を前提とする。
- ・ 「新宿区くらしのガイド」が、障害の有無や年齢に関わらず多くの読者が利用できる冊子となるようにユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ 図及び表などには、文章による記載がどの内容に関わるものなのか、判読可能な図表番号をつけること。
- ・ 専門知識を持たない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用し、見やすく明確に作成すること。
- ・ 事業者が特定できるような名称・ロゴマーク等は使用しないこと。
- ・ 1 1 部の内、2 部には表紙に事業所名、所在地、代表者、宛先を記載し、代表者印を押印すること。なお、宛名は「総合政策部長」とすること。
- ・ A 4 横書き、片面印刷、長編左片綴じのうえ、それぞれ2 穴A 4 のフラットファイルにファイリングすること。

② 企画提案書の構成参照表（第8号様式）

ア 提出部数

1 1 部

イ 作成方法

指定の様式を使用すること。

③ 見積書（第9号様式）

ア 提出部数

1 部

イ 作成方法

- ・ 指定の様式を使用し、必要な項目を記載すること。金額は税込とすること。
- ・ 内訳の記載について様式は問わない。
(注意) 見積書に記載された金額は、受託候補者の選定時に用いる。著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

(2) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時までとする。なお、提出期限までに本募集要項

10 (1)に記載する全ての書類提出がない場合、辞退したものとみなす。

(3)提出方法

あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡のうえ、一括して持参し提出すること。なお、不足や不備がある場合、受理しない。

1.1 参加の辞退

本プロポーザルの参加予定者及び参加者は、第2段階評価実施日の2営業日前午後5時までの間、参加を辞退することができる。辞退する場合、辞退の理由を記載した「『新宿区くらしのガイド』企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第2号様式)をあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡の上うえ、事務局へ持参すること。

1.2 企画提案の評価(選定)方法

選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1)第1段階評価(第1次選定)

提出された企画提案書に基づき評価を行い、上位3者(企画提案者が3者に満たない場合は全者)を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合、または評価基準のいずれかの項目において最低点がある場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果は、第1段階評価終了後、参加者に対して書面により通知する。

(2)第2段階評価(第2次選定)

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

出席者は、業務責任者を含む最大3名以内とし、うち1名以上は選定された場合に区の担当となる予定の者とする。

(3)評価基準

① 第1段階評価

【企画について】

評価項目	評価基準
(1)冊子全体の企画	読みやすく魅力的な情報提供が可能か
(2)表紙	緊急時に必要とされる電話番号等の掲載と、魅力あるデザインを両立できているか
(3)特集等(構成)	防災・安全安心に関する情報と区の広報ツールを対象に応じて分かりやすく、効果的に紹介できているか
(4)行政情報(構成)	障害の有無や年齢などに関わらず、多くの読者にとって読みやすい構成となっているか

(5) 行政情報(提案)	行政情報ページに関する有用な改善提案や読みやすい工夫がされているか
(6) 常備性	家庭に常備する情報誌に適した内容か
(7) 電子書籍の利便性	紙媒体の閲覧者だけでなく、電子媒体の閲覧者も必要とする情報を検索しやすく、利用しやすいか
(8) 周知手法の工夫	必要とする区民に確実に届くよう、周知方法が工夫されているか

【事業者について】

評価項目	評価基準
(1) 取り組む考え方や姿勢	意欲的であるか、区の制作意図や課題を正確に捉えているか
(2) 区との連携体制	区との連携は、円滑に行える体制があるか
(3) 制作体制及びスケジュール管理体制	人員配置は十分か、スケジュール管理体制は整っているか
(4) 印刷製本体制	信頼できる印刷製本体制、実績があるか
(5) 地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布に関する実績	地方自治体等との協働による行政情報誌の発行及び配布の最近の実績は十分か
(6) 地域情報誌類の発行及び配布に関する実績	地域情報誌類の発行及び配布の最近の実績は十分か
(7) 広告掲載基準及び広告掲載に関する考え方、地域情報及び広告収集に関する体制と実績	「くらしのガイド」に適した広告掲載基準や考え方を有するとともに、地域情報収集力と適正な広告収集力及び十分な体制と実績はあるか

【総合評価】

評価項目	評価基準
(1) 企画の総合評価	誰もが利用しやすく、魅力的な情報誌が期待できる企画か
(2) 事業者の総合評価	実現可能な企画であり、その制作を任せることができる事業者か

② 第2段階評価（企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングのため、企画の実現性や実績等、本業務を受託するうえでの取組み姿勢も含めたプロポーザル全体の総合評価を行う。

評価項目	評価基準
(1) 企画の実現性	提案する構成案や改善提案は実現可能なものであるか。
(2) 取組姿勢	区の制作意図を正確にとらえ、業務体制を整えて意欲的に取り組む姿勢はあるか。
(3) 実績	地方自治体との協働発行を含む地域情報提供の実績は十分か。
(4) 調整力	特集ページの収集や取材、紙面構成、配布・周知手法等において、十分な調整力が期待できるか。
(5) 総合評価	魅力的な情報誌の作成が期待できる企画・事業者であるか。

(4) 受託候補者の選定

第1段階評価及び第2段階評価の結果を踏まえ、評価基準に基づき評価を行い、委託事業者を選定する。

- ① この選定結果は、契約の相手方を決定するものではなく、この業務の委託予定事業者を選定するためのものであり、契約行為は別途行う。
- ② 実際に締結する委託契約の内容は、企画提案書の内容にすべて拘束されるものではなく、別途協議を行う。

(5) 結果の公表

選定後、件名、委託事業者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにて一年度間公表する。

1.3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 公募期間 | 6月6日（金）～6月25日（水）午後5時 |
| (2) 質問書の受付 | 6月6日（金）～6月10日（火）午後5時 |
| (3) 質問に対する区からの回答 | 6月13日（金）午後5時頃予定 |
| (4) 参加申請書の受付 | 6月6日（金）～6月25日（水）午後5時 |
| (5) 企画提案書等の受付 | 6月6日（金）～6月25日（水）午後5時 |

- (6)第1段階評価結果の通知 7月上旬
- (7)第2段階評価 8月上旬
- (8)第2段階評価結果の通知 8月中旬
- (9)契約予定日 9月上旬

1.4 留意事項

- (1)本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加予定者及び参加者の負担とする。
- (2)提出期限後の書類の差替え及び再提出は一切認めない。
- (3)提出物は、区の所有物とし、区が適切に管理及び廃棄する。
- (4)提出物に対し、著作権者としての権利を主張は行えないものとし、理由の如何を問わず返却しない。
- (5)提出物は、公文書として扱い、正当な利益を害するおそれがある情報等を除き、公文書公開請求の対象となり得る。
- (6)選定結果通知の受取遅延等による不利益について、区は一切責任を負わない。
- (7)採用事業者の企画提案書の内容は、選定委員会における選定結果に抵触しない範囲で区と協議のうえ、これを変更することができるものとする。
- (8)提出物に虚偽記載がある場合、参加資格を取り消す。また、選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外するため、適正な手続きの遵守すること。
- (9)新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

1.5 事務局（各種書類の提出先、問い合わせ先及び電話連絡等対応可能時間）

- (1)各種書類の提出先、問い合わせ先

新宿区総合政策部区政情報課広報係 担当：津竈・中山

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎3階

電話：03-5273-4064

ファックス：03-5272-5500

メールアドレス：info@city.shinjuku.lg.jp

- (2)電話連絡等対応可能時間

月～金（土日祝除く）午前9時～午後5時